⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに電子データまたは書類にて提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該電子データまたは書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　電子入札・開札システムのアドレス及び問い合わせ先
外務省電子入札・開札システム
http://www.e-procurement.mofa.go.jp/
電話03―5501―8425（受付：平日09：30～17：30）
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naoko Saiki, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the products to be procured : 06
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Recycled paper of Photocopying apparatus ; ①A3 (297㎜×420㎜), 260 boxes (1,500sheets／box) ②A4 (210㎜×297㎜), 28,290 boxes (2,500sheets／box) ③B4 (257㎜×364㎜), 120 boxes (2,500sheets／box) ④B5 (187㎜×257㎜), 100 boxes (2,500 sheets／box)
⑷　Delivery period : From April 1, 2010 through March 31, 2011
⑸　Delivery place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2007, 2008 and 2009.
⑺　Date and time of tender explanation meeting : 11 : 00 a.m. February 25, 2010
⑻　Time-limit for tender by electronic bidding system or tenders bring with : 2 : 00 p.m. March 1, 2010.
⑼　Contact point for the notice : Keiichiro Sakakibara, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 3981

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年1月6日
支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長　一杉　利隆
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　11
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75
⑵　業務件名及び予定数量
さいたま新都心合同庁舎１号館清掃業務一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による
⑷　履行期間　平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間
⑸　業務場所　入札説明書による
⑹　入札方法　入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札参加申し込み期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑷　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
⑸　官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑺　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の２第１項の規定に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東財務局総務部合同庁舎管理官合同庁舎管理第２係　渡邉　誠仁　電話048―600―1110
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札申込期限　平成22年３月２日12時までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便・期限内必着）し、審査に合格すること。
⑷　入札書の受領期限　平成22年３月３日17時までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便・期限内必着）すること。
⑸　開札の日時及び場所　平成22年３月４日14時　さいたま新都心合同庁舎１号館関東財務局18階会議室Ａ
4　電子入札システムの利用
本入札は、「財務省電子入札システム」を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書の提出も可とする。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法
①　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、予算決算及び会計令第85条による基準を適用するので入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。